

「森林整備保全事業の調査、測量、設計及び計画業務積算要領」の細部運用について

平成 28 年 12 月 12 日 森保第 1082 号
森林保全課総括課長より
広域振興局の林務担当の部長及びセンター所長、林務室長あて

〔沿革〕平成 29 年 2 月 9 日森保第 1355 号一部改定、平成 29 年 9 月 15 日森保第 708 号一部改定、平成 30 年 12 月 13 日森保第 1185 号一部改定、令和元年 9 月 18 日森保第 539 号一部改定、令和 2 年 4 月 7 日森保第 51 号一部改定、令和 3 年 9 月 22 日森保第 735 号一部改定、令和 4 年 12 月 12 日森保第 1067 号一部改定、令和 5 年 9 月 26 日森保第 568 号一部改定

【地質調査業務】

1 地すべり調査

- (1) 移動変形調査の「伸縮計による調査」、「傾斜計による調査」、「パイプ歪計による調査」において、都度観測する場合は本歩掛を適用するものとし、連続観測する場合は「全国標準積算資料（土質調査・地質調査）」（一般社団法人 全国地質調査業協会連合会発行）掲載歩掛を適用するものとする。
- (2) 地下水調査の「地下水位調査」、「間隙水圧調査」において、都度観測する場合は本歩掛を適用するものとし、連続観測する場合は「全国標準積算資料（土質調査・地質調査）」（一般社団法人 全国地質調査業協会連合会発行）掲載歩掛を適用するものとする。

【測量業務】

1 共通

- (1) 設計業務と併せ複合業務として発注する場合は、測量業務における「打合せ協議」の歩掛は適用しないものとする。

2 基準点測量・水準測量

- (1) 成果検定費を要する測量業務は次を標準とする。

基準点測量	1 級基準点測量	全てを検定の対象とする。
	2 級基準点測量	全てを検定の対象とする。
	3 級基準点測量	次の 3 項目のうち、いずれかに該当する場合を対象とする。 ①永久標識及びそれに準ずる標識を設置する場合 ② 4 級基準点測量の基準となる場合 ③縮尺 1/500 地図作成のための標定点測量の基準となる場合
	4 級基準点測量	次の 2 項目のうち、いずれかに該当する場合を対象とする。 ①永久標識及びそれに準ずる標識を設置する場合 ②縮尺 1/500~1/1,000 地図作成のための標定点測量の基準となる場合
水準測量	1 級水準点測量	全てを検定の対象とする。
	2 級水準点測量	全てを検定の対象とする。
	3 級水準点測量	次の 2 項目のうち、いずれかに該当する場合を対象とする。 ①永久標識及びそれに準ずる標識を設置する場合 ②図化のための簡易水準測量の基準を与える幹線となる場合

3 路線測量

- (1) 「第 4 路線測量」に定める「4-1」～「4-9」に定める歩掛は、二車線林道の測量に適用するものとする。

4 用地測量

- (1) 用地測量の積算において「第5 用地測量」に定める歩掛に不足しているものは、「設計業務等標準積算基準書」及び「岩手県営林道事業（山のみち地域づくり計画事業を除く）に係る用地関係調査業務委託費積算要領」に定める歩掛を適用するものとする。

5 治山事業測量

- (1) 溪間工測量は「中心線測量」、「縦断測量」、「横断測量」、山腹工測量は「山腹平面測量」、「山腹縦断測量」、「山腹横断測量」の歩掛を適用することを原則とする。
- (2) 溪間工測量の「簡易中心線測量」、「簡易縦断測量」、「簡易横断測量」、山腹工測量の「簡易山腹平面測量」、「簡易山腹縦断測量」、「簡易山腹横断測量」の参考歩掛の適用範囲は、次のア～ウの全てに該当する場合とする。
 - ア 治山施設を設置する際に、土地境界等を明確にする必要がない場合
 - イ プレキャスト製品を使用して流路工等を計画する場合（測量設計において詳細な構造物の設計基準高を必要としない場合）又は同一溪流において治山ダムを連続して複数基設置しない場合
 - ウ トータルステーションを用いて詳細な地形データ等を測量する必要がない場合

【設計業務】

1 治山ダム工設計

- (1) 治山ダム設計Aは、治山ダム予備設計を実施し予備設計に基づいて詳細設計を実施する必要がある場合に適用するものとする。
- (2) 治山ダム設計Bは、事業計画書作成時に治山ダムの設置位置や構造等を現地調査等により決定し、かつ、予備設計を必要としない場合に適用するものとする。
- (3) 治山ダム設計Bにおいて工法検討や工種毎の経済比較を行う必要がある場合は、治山ダム設計Aの予備設計の「概算工事費算出」「最適案の選定」の歩掛を治山ダム設計Bの実設計で適用するものとする。
- (4) 治山ダム設計Aの詳細設計の「本堤工」「副ダム工」「水叩き工」「側壁護岸工」「床固工」「流末処理設計」「基礎工設計」「景観設計」の施設設計歩掛は、該当する歩掛を選択して適用するものとする。

ただし、側壁、垂直壁の安定計算を行わない場合は、「側壁護岸工」、「副ダム工」の施設設計歩掛は適用しないものとする。

なお、「本堤工」の施設設計歩掛は、ダム設置後において上流側に貯砂機能があり溪床縦断線に変化がある治山ダム（谷止工）や、ダム設置後の上流側の溪床が固定され溪床縦断線に大きな変化のない治山ダム（床固工）の設計に適用するものとし、「床固工」の施設設計歩掛は、治山ダムの下流にダム基礎の洗堀防止を目的とした床固工を設置する場合に適用するものとする。
- (5) 治山ダム設計Aの施設設計の「基礎工設計」の施設設計歩掛は、基礎地盤の支持力不足及びバイピングに対し対策工法を検討する必要がある場合において適用するものとする。
- (6) 治山ダムに擁壁型間詰を計画する場合は、岩手県治山技術細則に掲載する「側壁工・擁壁型間詰工 断面比較表」の標準断面を適用することを原則とするが、標準断面に掲載のない躯体寸法や背面土埋戻勾配等の擁壁型間詰を計画する場合は、治山ダム設計Aの詳細設計の「側壁護岸工」の施設設計歩掛を治山ダム設計Bの実設計で適用して積算するものとする。

2 流木対策

- (1) 構造物の設置位置や構造等を決定している場合は、「予備設計」は実施しないものとする。
- (2) 実施設計において工法検討や工種毎の経済比較を行う必要がある場合は、予備設計の「概算工事費算出」「最適案の選定」の歩掛を詳細設計で適用するものとする。

3 流路工

- (1) 「護岸工」「床固工」「帯工」「水叩き工」の施設設計歩掛は、該当する歩掛を選択して適用するものとする。

ただし、流路工に底張り及び水叩きを設計する場合であっても、「水叩き工」の施設設計歩掛は適用しないものとする。

- (2) 実施設計の標準歩掛の補正は、流路延長による補正や床固工、帯工の基数による補正の他に、施設設計項目による補正として、「設計計画」、「基本事項検討」、「施工計画・仮設構造物設計」「数量計算」「照査」「総合検討」「報告書作成」の歩掛に次の表の補正係数を乗じて積算するものとする。

ただし、「安定計算及び数量計算（簡略版）」「照査（簡略版）」「設計説明書等作成」には、「流路延長による補正」「床固工、帯工の基数による補正」「施設設計項目による補正」は適用しないものとする。

施設設計の歩掛構成		補正係数
1	護岸（流路）工のみ	0.33
2	護岸（流路）工+床固工	0.69
3	護岸（流路）工+帯工	0.47
4	護岸（流路）工+床固工+帯工	0.82
5	護岸（流路）工+床固工+水叩き工	0.87
6	護岸（流路）工+床固工+水叩き工+帯工	1.00
施設設計歩掛人員構成比率		
①	護岸工	0.333
②	床固工	0.356
③	帯工	0.133
④	水叩き工	0.178
計		1.000

(注) 施設設計項目が異なる複数箇所の流路工を設計する場合は、施設設計の組合せ毎に区分し、流路延長による補正係数や床固工、帯工の基数による補正係数も乗じて積算するものとする。

- (3) 山腹基礎工を兼ねた護岸工や護岸工を単独で設計する場合は、流路工実施設計を適用するものとする。

4 山腹工設計

- (1) 山腹面積及び安定計算を行う土留工基数が次に該当する場合は、山腹工設計に要する費用は見積もりを適用して積算するものとする。

ア 山腹面積 0.3 ha未満の範囲に土留工を 4 基以上計画する場合

イ 山腹面積 0.3 ha以上 0.5 ha未満の範囲に土留工を 6 基以上計画する場合

ウ 山腹面積 0.5 ha以上 1.0 ha未満の範囲に土留工を 13 基以上計画する場合

- (2) 山腹基礎工が次の工種の場合は、山腹工設計のうち、施設設計等（施設設計・設計図作成、数量計算、照査）に要する費用は見積もりを適用して積算するものとする。

ア グランドアンカー工（アンカー付場所打ち法枠を除く）

イ 補強土工（鉄筋挿入工）（ロックボルト付き場所打ち法枠工を除く）

ウ 航空実播工

エ 落石防止工（落石防護柵工を除く）

(3) 山腹基礎工が次の工種の場合は、山腹工設計のうち、施設設計等（施設設計・設計図作成、数量計算、照査）に要する費用は、「一般構造物設計」の該当する工種の実施設設計歩掛を適用して積算するものとする。

ア アンカー付場所打ち法枠工

イ ロックボルト付き場所打ち法枠工

ウ 落石防護柵工

エ 雪崩予防柵工・雪崩防護柵工

5 林道予備設計及び実施設計

(1) 全体計画調査を実施している場合は、「予備設計」は実施しないものとする。

(2) 「5-2-4 林道設計（実施設計）」に定める歩掛項目は、二車線林道の設計の測量に適用するものとする。

(3) 安定計算を必要とする構造物を設計する場合は、「一般構造物設計」の該当する歩掛を別途適用するものとする。

6 一般構造物設計

(1) 「予備設計」は実施しないものとする。

(2) 「現地踏査」は、山腹工設計や林道設計と同一発注する場合は、適用しないものとする。

(3) 実施設計において工法検討や工種毎の経済比較を行う必要がある場合は、予備設計の「概算工事費算出」「比較一覧表作成」の歩掛を実施設計で適用するものとする。

(4) 逆T式鉄筋コンクリート擁壁工、重力式コンクリート擁壁工（土留工を含む）、コンクリートブロック擁壁工（大型ブロック積工を除く）の実施設設計においては、標準設計（森林土木構造物標準設計、治山ダム・土留工断面表に附属する安定計算ソフト（CD-ROM）を活用して安定計算を行う場合を含む）を使用することを原則とする。

(5) 安定計算を必要とするカゴ枠擁壁は、「もたれ式、井桁、大型ブロック積擁壁実施設計」の歩掛を適用するものとする。

(6) 山腹工設計や林道設計等で現地調査又は踏査を行う場合は「現地踏査」の歩掛は適用しないものとする。

(7) 山腹工設計や林道設計等と同一発注する場合は、「設計計画」「報告書作成」の歩掛は適用しないものとする。

(8) 逆T式鉄筋コンクリート擁壁工、重力式コンクリート擁壁工（土留工を含む）、コンクリートブロック擁壁工（大型ブロック積工を除く）の実施設設計において、標準設計を使用する場合の箇所数の取扱いは、次のとおりとする。

ア 1地区等における擁壁基数が複数であって擁壁断面形状が異なる場合でも、擁壁タイプが全て同一である場合は、設計数量を1箇所とする。

イ 1地区等における擁壁基数が1基であっても連続する擁壁に複数の擁壁タイプの設計を行う等の場合は、設計数量は擁壁タイプ数に応じた複数箇所とする。

事業区分	擁壁タイプ
治山	GW-C 地山タイプ、GW-C 盛土タイプ、MW-C 地山タイプ GW-B 地山タイプ、GW-B 盛土タイプ、MW-B 地山タイプ
林道	GW-L-I、GW-L-I-0.3、GW-1.2-I、GW-1.5-I、GW-L-L、G-W-L-0.3、GW-1.2-L、GW-1.5-L BW-L-N、GW-L-N-0.3、BW-1.2-N-0.3、BW-1.2-N-0.6 RW-L、RW-1.2、RW-1.5

- (9) L型擁壁の設計数量は、1業務に複数箇所を設計する場合であっても1箇所として取り扱うものとする。

【その他】

1 旅費交通費

積算に係る旅費については、「設計業務等標準積算基準書（参考資料）」（監修 国土交通省大臣官房技術調査課、発行 一般財団法人経済調査会）第2章第1節1-3旅費交通費を参考に率による積算を原則とする。

ただし、現地条件等により率を用いない積算とする場合は、前述の積算基準書のほか、次の点に留意するものとする。

- (1) 現地作業に係る交通費の積算上の基地は、現地作業場所が所在する市役所、町村役場（支所等は含まない）とし、現地作業場所までの距離に応じた交通費を積算することを原則とする。なお、随意契約の場合の現地作業に係る交通費の積算上の基地は、契約しようとしている業者の本店等の所在地とする。
- (2) 打合せに係る交通費の積算上の基地は、現地作業場所が所在する市役所、町村役場（支所等は含まない）とし、発注公所までの距離に応じた交通費を積算することを原則とする。

附則

この細部運用は、平成28年12月12日以降入札公告する業務から適用する。

附則（平成29年2月9日森保第1355号）

この細部運用は、平成29年2月1日以降入札公告する業務から適用する。

附則（平成29年9月15日森保第708号）

この細部運用は、平成29年10月1日以降入札公告する業務から適用する。

附則（平成30年12月13日森保第1185号）

この細部運用は、平成31年1月1日以降入札公告する業務から適用する。

附則（令和元年9月18日森保第539号）

この細部運用は、令和元年10月1日以降入札公告する業務から適用する。

附則（令和2年4月7日森保第51号）

この細部運用は、令和2年4月10日以降入札公告する業務から適用する。

ただし 改正前に入札手続中の業務については、なお従前の例によることができる。

附則（令和3年9月22日森保第735号）

この細部運用は、令和3年10月1日以降入札公告する業務から適用する。

ただし 改定前に入札手続中の業務については、なお従前の例によることができる。

附則（令和4年12月12日森保第1067号）

この細部運用は、令和5年1月1日以降入札公告する業務から適用する。

附則（令和5年9月26日森保第568号）

この細部運用は、令和5年10月1日以降入札公告する業務から適用する。